



「法律を知る 相談窓口を知る 道しるべ」法テラスは国が設立した公的な法人です

第19号

平成29年12月発行

Topic

- ▶▶法テラス奈良 執行部よりご挨拶
- ▶▶平成29年度地方協議会 開催報告
- ▶▶新規法律相談事業の開始について
- ▶▶その他ご案内

法テラス奈良 執行部より ご挨拶



左より、小城達副所長、山口宣恭副所長、北岡秀晃所長、飯田誠副所長

所長北岡秀晃よりご挨拶

法テラスの目標は、誰もが同じく、必要とされる法的支援を受けることができる社会を実現することです。「必要なところに、必要な援助を。」そのためには、様々な関係機関の皆さまのご支援が不可欠です。お互いが気軽に相談し、助け合えるような関係を築くことができればと願っています。

副所長小城達よりご挨拶

毎年行っている地方協議会では、関係機関の皆さまの悩みや苦労などを直接聞くことができる場であり、とても良い刺激になっています。今後も、関係機関の皆さまと連携を取ることができるような、そして、様々なニーズに応えられるような地方事務所を目指していきたいと思っております。今後とも引き続き、よろしくお願いいたします。

副所長飯田誠よりご挨拶

法テラスでは、法律相談場所に赴くことができない方への出張相談を行ってきました。しかし、認知機能が十分でないため、自ら法律相談を受けようと思うことができない方には手が差し伸べられていませんでした。しかし、法改正により、このような方への出張相談が可能になりました。認知機能が十分でない方を日頃から支援されている方から法律相談の申込をしていただきます。詳しくは、法テラス奈良へお問い合わせ下さい。

副所長山口宣恭よりご挨拶

今年度の地方協議会には、市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター等、関係機関の皆様にご参加いただきありがとうございました。また、地方協議会開催に先立ち、法テラスが目指す司法ソーシャルワークと2つの新規事業の訪問説明をさせていただいた際にも、貴重なお時間を割いていただきありがとうございました。いただいたご意見、ご要望を、今後の活動に反映させていきたいと思っております。

平成29年度地方協議会 開催報告

今年度は「司法ソーシャルワークの一層の発展のために」をテーマに、奈良県下を5ブロックに分けて開催し、5会場あわせて204名もの方々にご参加いただきました！ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。ここで地方協議会の様子を少し紹介いたします。

▶ 法テラスの業務説明 & 新たな法律相談事業の紹介

法テラスの通常の業務説明に加えて、平成30年1月から始まる新たな法律相談事業（詳しくは右のページをご覧ください）の紹介を行いました。

なお、法テラスの出張業務説明会は、随時受付しておりますので、お気軽にお問合せください。



5ブロックとは

- ①奈良保健所管轄
- ②郡山保健所管轄
- ③旧桜井保健所管轄
- ④旧葛城保健所管轄
- ⑤内吉野・吉野保健所管轄



▶ 大好評！意見交換会



少人数のグループに分かれての意見交換会は、毎回とても好評をいただいております。普段お会いする機会の少ない違う分野の方々が集まって、日頃の業務の中で疑問に思われていることや、困難な事案について、活発に意見が交わされていきました。

今回も「時間が足りなかった」「このような機会をまた設けてほしい」といった嬉しいお声を多数いただきました。

▶ 地方協議会の趣旨

平成27年度に法テラスと日本弁護士連合会の共同企画として、奈良県下の地域包括支援センターをブロック分けし、各ブロックごとに相談を担当する弁護士を張り付けるという制度を実施しました。大変好評でしたので、この制度を踏襲し、奈良弁護士会に再度ご協力をいただき、奈良県下を保健所管轄ごとに5ブロックに分けて地方協議会を実施いたしました。

当日は、5つのブロックごとに、**地域を担当する弁護士を紹介**させていただきました。この地方協議会を皮切りに、法律相談や法律講座のご利用をご検討いただくなど、司法ソーシャルネットワークのさらなる発展のためにもぜひご活用ください。



こんなご希望はありませんか？
お気軽にお問合せください。

- ①法テラスの利用方法や業務内容を説明してほしい
- ②弁護士等による法律講座を実施してほしい
- ③高齢者の入院先等への出張法律相談を実施してほしい

法テラスはこれからも、関係機関の皆様と連携をより一層強化していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。



平成30年1月24日より、新たな法律相談事業が始まります！

総合法律支援法の改正の伴い、平成30年1月24日より、新たな2つの法律相談事業を開始いたします。

★ 特定援助対象者法律相談援助

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。このような方は、支援者の方から法テラスにご連絡をいただくことによって、弁護士・司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。

法律相談を受けた方がいいと思われる方がいらっしゃれば、法テラスへご連絡ください！

対象者は？

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができないと思われる方で、かつ、親族などのサポートが期待できない方。

家族や知人など、個人の方からのお申込はできません。



支援者とは！？

- ・地方公共団体
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・介護保険法上のサービス事業者
- ・障害者総合支援法上のサービス事業
- ・児童福祉法上のサービス事業者
- ・医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関
- ・地域生活定着支援センター
- ・精神保健福祉センター 等

ご利用のSTEP

- 1 支援者**の方から法テラスへご連絡ください。
- 法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡します。
- 相談担当者(弁護士・司法書士)と日程調整していただきます。
- 4 出張法律相談**の実施。

特徴

従来の民事法律扶助制度による法律相談との違い

- ①申込者が、ご本人ではなく、**支援者**であること！
- ②資力にかかわらず利用可能であること！
※資力のある方は、相談料5,400円をご負担いただきます。
※資力基準は、民事法律扶助の資力基準と同一です。
(下記参照)

民事法律扶助の資力基準

ご家族	月収等(賞与含む)	家賃等	預貯金等
単身者	182,000円以下	41,000円	180万円以下
2人	251,000円以下	53,000円	250万円以下
3人	272,000円以下	66,000円	270万円以下
4人	299,000円以下	71,000円	300万円以下
5人	329,000円以下	71,000円	300万円以下

※本人と配偶者の収入・資産の金額が基準以下の方が対象
※家賃や住宅ローンは、上記限度額の範囲で基準額に加算可能

Q & A

Q どこで相談を受けるのですか？
A ご本人様のご自宅や、入所施設、入院先の病院などでご相談が可能です。

Q 相談には、同席した方が良いですか？
A 支援者の皆様には同席の義務はありませんが、ご本人の安心やスムーズな法律相談の実施・情報共有のため、可能な限り同席をお願いいたします。

Q いつも相談している弁護士・司法書士にお願いできますか？
A 所定の連絡票にその旨をご記入ください。ただし、出張相談場所が遠隔地である、ご記入いただいた弁護士・司法書士が法テラスと契約していない等の事情により、ご希望に添えない場合もあります。



もうひとつの新しい法律相談事業は、裏面で紹介します。



対象者は？

特定侵害行為(DV, ストーカー, 児童虐待)を現に受けている疑いがあると認められる方。



特徴

- ①再被害防止に関して必要な法律相談であれば、**刑事・民事問わず**ご相談いただけること！
- ②資力にかかわらず利用可能であること！
※一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料5,400円をご負担いただきます。
※資産基準：法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること。

ご利用の流れ

- 1 ご本人様より、法テラスへご連絡ください。
- 2 法テラスから契約弁護士へ**速やかに**打診します。
- 3 相談担当弁護士と相談日時を調整していただきます。
- 4 法律相談の実施。

Q & A

Q 代理で相談を受けることはできますか？
A 被害にあわれているご本人様に受けていただく必要があります。
※児童虐待の相談も同様です。

Q どこで相談を受けるのですか？
A 法テラスの事務所や、相談担当弁護士の事務所です。
※事情により出張相談も可。



法テラス奈良はどんなところ？

①近鉄奈良駅すぐの近鉄高天ビルの6階です。駅7番出口と地下直結なので、とても便利です！



ビル外観

③入ってすぐが受付です。ご用件をどうぞ！



受付(カウンター)

②自動ドアですので、どなたでも安心して来ていただけます！



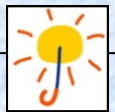
入口(自動ドア)

④法律相談は、明るくゆったりとした相談室で受けることができます。(法律相談は予約制です。)



相談室

お問い合わせは、



0503383-5450

までお電話ください。



法テラス奈良

営業時間：月～金(9時～17時)
情報提供職員による電話相談は、
平日 10時～12時 13時～15時
(火曜日のみ 11時～12時 13時～15時)



法テラス南和 法律事務所

営業時間：月～金(9時～17時)

TEL 050-3383-5450/FAX 0742-24-3213

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階

※駐車場はありません・公共交通機関をご利用ください。

TEL 050-3383-0025/FAX 0747-52-9179

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階